

**大田原市の公共交通計画に関する
ご意見（パブリックコメント）を
募集**

次のとおり、広く市民の皆さまからご意見（パブリックコメント）を募集します。

●意見公募の内容など

市が、地域の特性を踏まえ誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を実現するために策定を進めている「大田原市地域公共交通総合連携計画」について計画案を作成しましたので、その内容に対してご意見を募集します。

提出いただいたご意見を集約し検討を行い、平成24年3月に計画を策定する予定です。

●意見を提出できる方

- ・ 次のいずれかに該当する方（個人、団体を問いません）
- ・ 市内在住、在勤または在学中の方
- ・ 市内に事務所や事業所を有する方
- ・ またはその他の団体
- ・ 市に納税義務のある方

●計画案の公表および閲覧方法

左記のご意見の提出期間中、次のいずれかの方法により計画案を閲覧または入手できます。

・ 市のホームページ
<http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

- ・ 生活環境課（本庁舎別棟1階）
tochigi.jp
- ・ 湯津上支所

- ・ 黒羽支所
- ・ 各地区公民館

※閲覧受付は、土・日を除く午前8時30分～午後5時

●提出期間

2月20日(月)～3月12日(月)
 ※郵送の場合は、3月12日までの消印有効

●提出方法

所定の意見書用紙に、住所、氏名、連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 郵送
- ② ファクシミリ
- ③ 電子メール

④ 計画案の閲覧場所の窓口へ直接提出
 ※電話では受け付けできませんのでご了承ください。

●意見の取り扱い

・ 提出いただいたご意見は、市が開催する大田原市地域公共交通会議の中で協議検討し、これに対する市の考え方を後日公表します。

・ 個々のご意見に対して直接、個別の回答はしませんのであらかじめご了承ください。

・ 意見公募結果の公表にあたっては、ご意見提出者の氏名その他の個人情報公表しません。

●計画(案)の項目

- ・ 公共交通の現状と課題
- ・ 基本的な方針
- ・ 計画(案)の区域
- ・ 計画(案)の目標
- ・ 事業概要及び事業の実施主体

- ・ 計画期間

■提出先・問い合わせ

大田原市市民生活部生活環境課
 交通対策係

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

TEL (23) 8832

FAX (23) 8923

✉ seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

tochigi.jp

**自治基本条例市民検討委員会
委員を募集**

市では、(仮称)大田原市自治基本条例案の策定に必要な調査、研究および検討を行うため、大田原市自治基本条例市民検討委員会を設置します。委員会の設置にあたり、委員のうち公募委員を市民の皆さまから募集します。

●募集人員 10名

●応募資格

- ① 市内に住所を有する18歳以上の方
- ② 市内に事務所を置く団体が推薦する方

●応募方法

・ 申込書に、必要事項を記入し、政策推進課(大田原地域職業訓練センター内)まで郵送またはご持参ください。

・ 団体推薦の場合は、団体の定款や登記事項証明書など団体の所在地が分かるものを添付してください。
 ・ 申込書は、政策推進課(大田原地域

職業訓練センター内)、各支所・出張所に用意してあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

●応募期限 3月9日(金)まで

※郵送の場合は、3月9日までの消印有効

●選考方法

大田原市自治基本条例市民検討委員会公募委員選考委員会において選考します。なお、選考結果については、応募者に個別に通知します。

●参考事項

- ① 自治基本条例市民検討委員会は、公募委員のほか、識見を有する方、各種団体の代表の方、市議会議員、市職員から構成されます。
- ② 公募委員には、日額6400円の報償費をお支払いします。
- ③ 公募委員の任期は、条例案の策定後、市長への報告をもって終了します。
- ④ 応募に際しては、応募者の住所および年齢の確認を、市が行うことについてご了解ください。
- ⑤ 応募いただいた書類については、大田原市個人情報保護条例および大田原市情報公開条例に基づき適切に取り扱います。

■申し込み・問い合わせ

大田原市総合政策部政策推進課
 政策推進係

〒324-8641

大田原市本町1-4-1

TEL (23) 1951